

令和6年度第2回 徳島地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和6年8月1日(木) 午後1時30分～午後3時14分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 中央最低賃金審議会の令和6年度地域別最低賃金額改定に係る目安答申の報告がなされた。

(2) 中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを放映した。

(3) 労使各側委員より下記意見が出された。

○労働者代表委員

春闘結果が5%以上、消費者物価指数がずっと上昇している中で実質賃金がマイナスであることなどを踏まえながら議論をしたい。

最低賃金の引上げ額に時間数を掛けたものを、春闘の最低ラインの目標としている組織もある。最低賃金近傍で働く人の生活はぎりぎりである。人を集めるという観点からも、人への投資が必要であり、徳島県は今が踏ん張りどころと思っている。労働者の声の代弁者として最低賃金が少しでも多く引き上げられるよう審議を尽くしたい。

最低賃金の引上げがなければ、正社員の賃金も上がらないという企業もある。魅力ある徳島県の最低賃金がどうあるべきかという観点も重要。人材が定着し、人材が流出しない徳島を目指すにはどうしたらいいか、考えながら審議してまいりたい。

○使用者側代表委員

最低賃金の性格は、労働者のセーフティネットの役割を果たすとともに、生存権の保障、例外なく適用される等々、通常の企業が支払う賃金とは性格が異なる。最低賃金法が国会に提案された時の国会の議事録で労働大臣の発言をみると、同法は、弱い立場の労働者を守ることから出来たということだ。

最低賃金は、労働者の生計費及び賃金、通常の仕事の賃金支払能力の3要素を考慮して決められているが、企業が支払う通常の賃金は、需要と供給で決まっている。人手不足の中で、求人賃金は上昇傾向にある。このように最低賃金と通常の賃金は根本的に違うが、こうした性格の最低賃金が地域間競争の道具になっていることに強い違和感がある。使用者側としては、従来どおり賃金改定状況結果の第4表や、春闘のベア等を重視する方針で、適切な最低賃金を目指して審議をしたい。

市内と郡部が同じ条件で最低賃金が適用されるというのは違和感がある。また、パートナーシップで、材料代の上昇分の価格転嫁はある程度認められるようになったが、人件費まで積み上げていくのは現在でもなかなか難しく、そういう整備がいろいろなところできていない状況の中で、賃金だけ引き上げていくというのは厳しいところがあることを理解いただきながら審議を尽くしていきたい。

賃金を上げたいというのは労使とも共通の思いであるが、賃金を引き上げる原資がない。B to Cの価格転嫁が難しいとなると、次にはパートを辞めてもらうとか、時間を短くせざるを得ない。募集賃金を1,000円にできるところはしているが、できないところは苦しんでいる。賃金が引き上げられない事業者を苦しめることによって失業者が増えたり、事業そのものがなくなることも考える必要がある。持続可能な引上げ額を真剣に考えたい。

日本は中小企業が支えている。以前公表された「金融検査マニュアル」により、財務状況や担保の判断だけに頼る金融機関の貸出手法により、中小企業はお金を借りて挑戦しなくなった経緯がある。この理由だけで日本のGDPの成長が停滞しているわけではないと思うが、経済の成長は国、地方自治体、労使も含めて互いが力を出し合っただけのことだと思う。正しい成長、ハレーションを起こさないような成長を求めないと、急に賃金を上げても、経済が良くなるとは思えない。そうした点も踏まえ、専門部会においては議論を進めていただきたい。

- (4) 令和6年最低賃金基礎調査の結果等の資料に関する説明がなされた。7月24日に実施された実地視察について事務局より報告がなされた。
- (5) 徳島県の地域別最低賃金額改正については、徳島県最低賃金専門部会において審議することとされた。今後の審議日程については4に記載のとおり。
- (6) 最低賃金法第25条第5項に基づき、徳島県労働組合総連合より意見

及び意見陳述の申出があり、労働者4名の意見陳述が行われた。

また、同法第25条第6項に基づき、徳島弁護士会より意見陳述を行いたいとの申出があり、審議会としてその必要性を認めたため、同弁護士会会長から意見陳述が行われた。

その他、最低賃金に関する要請書などが審議会に紹介された。

4 次回開催

8月1日（木）午後3時から第1回地賃専門部会、

8月2日（金）午後1時半から第2回地賃専門部会、

8月9日（金）午後3時から第3回地賃専門部会、

8月9日（金）午後4時から第3回徳島地方最低賃金審議会をそれぞれ開催することとされた。（いずれも徳島地方合同庁舎6階会議室）